

令和3年度 医療費助成制度現況届は郵送受付です。

受付期間 令和3年6月1日（火）から6月30日（水）まで

下記のとおり、期限までに同封の返信用封筒で提出してください。

令和3年6月1日

㊟乳幼児医療費助成制度・㊟義務教育就学児医療費助成制度を受けている方へ

乳幼児医療費助成制度・義務教育就学児医療費助成制度の助成を受けている方は、下記内容をご確認の上、同封した現況届を期限までに提出してください。現況届の提出がない場合は、令和3年10月1日から有効の新しい医療証が発行できませんので、ご注意ください。

なお、今年度は昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、郵送での受付とさせていただきます。特設窓口・コミュニティーセンターでの受付は行いません。



1 提出期限

令和3年6月30日（水）まで

2 提出方法 同封の返信用封筒で郵送してください。

※子育て応援課への到達日が受付日となります。

※記入内容及び添付書類に不足があった場合は、受付できません。

※申請者の署名、押印等を忘れないようにお願いします。

※郵送前に、記入事項・押印・添付書類など、確認してください。

返信用封筒に入れるもの

- ・現況届
- ・申請者と対象児童の健康保険証のコピー
- ・その他必要な書類

(切手不要)

記名・提出する現況届に〇印

瑞穂町福祉部

3 提出書類

① 「令和3年度 医療費助成現況届」(同封した別紙書類)

② 「健康保険証のコピー」(申請者と助成対象児童のもの)

③ 令和3年1月1日時点で瑞穂町に住民登録がなかった方(申請者・配偶者ともに)は、

「令和3年度住民税課税(非課税)証明書」(所得・扶養人数・控除記載のあるもの)

※令和3年1月1日に住民登録のあった区市町村で取得してください。

裏面へ

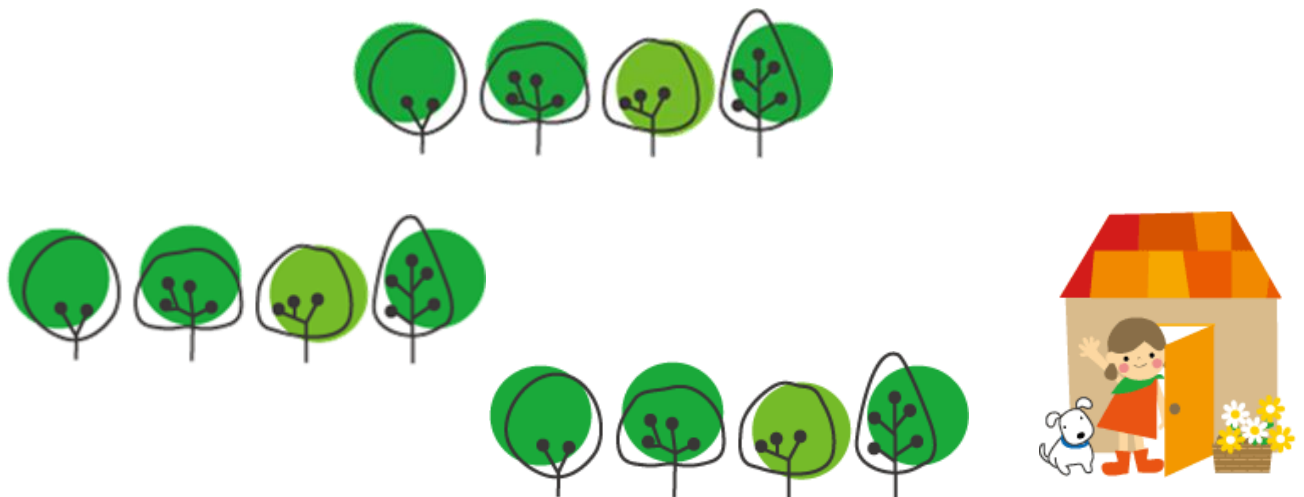
4 注意事項（必ずお読みください。）

- 現況届の裏面の記入例を確認し、ご記入ください。
- 健康保険証は、現況届の裏面にのりで貼り付けてください。
- 書き間違えた場合は、二重線を引いて訂正印を押してください。
- 記入・押印もれ、書類の不足等がある場合は、修正や再提出が必要になります。
- 消えるボールペンや鉛筆で記入しないでください。

5 その他

- 地方税法上の寡婦（夫）控除が適用されない未婚の母又は父であって、一定の要件を満たす場合に、手当額等の算定において地方税法上の寡婦（夫）控除と同様の控除をみなし適用することができます（別途申請が必要です）。
- 「扶養親族等及び児童の数」の欄は、区市町村民税における控除対象配偶者及び扶養親族の合計数をご記入ください（わからない場合は、空欄で構いません）。

なお、申請者の親族ではないが、前年の12月31日に申請者が生計を維持していた児童がいた場合は、その数を加えた数をご記入ください。



受給資格の継続及び消滅等について

引き続き医療費助成制度の対象となる方には、令和3年9月下旬に新しい『医療証』を郵送します。また、今回の現況届を審査した結果、受給資格要件が現申請者より配偶者の方が上回っていた場合（所得が高い等）は、後日、受給者変更手續のご案内をお送りします。